

入所お申し込みにあたってのご説明

特別養護老人ホームの入所対象者

・施設への入所は、原則として要介護3以上の方に限定されますが、要介護1又は要介護2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合には、特例的に入所することができ、その判定に際しては、次の4点の要件に該当することとされています。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

これらの要件に該当するか否かについては、お申し込みの際に詳しく聞き取りをさせていただきます。

なお、該当しない場合は入所申し込みはできず、申し込み後に要件が解消された場合も取り消しをさせていただきますので、予めご承知おきください。

・特例的に入所された場合であっても、入所中に上記①～④の要件が解消された方は入所を継続することができません。

・また、要介護3以上で入所された場合であっても、入所中に要介護1または2に改善された方は、上記①～④の要件に該当しなければ、入所を継続することができません。

入所順位の決定方法

・皆様におかれましては、一日も早い入所をご希望のことと存じます。また、「自分の順位は何番目か」をお知りになりたいことと存じます。

・しかしながら当法人では、単純な受付順ではなく、下記の基準によって一人一人の入所希望者の様々な要素を総合的に点数化し、その他の必要性なども勘案して受け入れを行っておりますので、後から申し込みをした方が先に入所することもあり得ます。

・したがって、「何番目か」と言う問い合せに対し、単純にお答えする事はできません。どうしても知りたいと言う方には、「目安としての現時点での順位」をお知らせします。この順位は、あくまでも現時点での目安であり、その後、繰り下がることも含め、変動するものであることを十分にご承知おきください。

1. 次の3点を、当法人で定めた基準により点数化し、合計点数の高い方が優先となります。

① 要介護度

より重度の介護度の方を優先します。

② 居住地 (入所希望者あるいは身元引受人の居住地)

対象の施設	居住地 (下記の前番で優先します)	左記の下線部の説明
A: 中心荘第一老人ホーム B: えびな南高齢者施設 C: えびな北高齢者施設 ※一般の特別養護老人ホーム	1. 海老名市 2. 綾瀬市・厚木市・藤沢市・寒川町・茅ヶ崎市・座間市・大和市・相模原市 3. その他の神奈川県内 4. その他の地域	中心荘第二老人ホームについては、座間市及び綾瀬市に重度認知症専用棟を有する特別養護老人ホームがないことから、座間市及び綾瀬市の場合も海老名市と同様に扱います。 したがって、中心荘第二老人ホームの入所待機中に、認知症に伴う問題行動が無くなるなどにより入所対象でなくなった場合には、当法人内の一般の特別養護老人ホームに、中心荘第二老人ホームに申し込みをした日付で申し込み直すことができますが、前述のとおり両者の「居住地の点数基準」は異なるため、座間市及び綾瀬市にお住まいの方につきましては、中心荘第二老人ホームにおける入所待機順位と大きく異なる（大きく繰り下がる）ことがあります。予めご了解ください。
D: 中心荘第二老人ホーム ※重度認知症専用	1. 海老名市・座間市・綾瀬市 2. 厚木市・藤沢市・寒川町・茅ヶ崎市・大和市・相模原市 3. その他の神奈川県内 4. その他の地域	

③ 介護者の状況

介護をしている方の人数や状況から、より在宅介護の状況が困難である方を優先します。

※ 上記①～③の点数が同じ場合、申し込み順になります。

2. 次の3点に該当する場合は、上記の点数にかかわらず、優先となります。

① 市町村から、措置入所の依頼や、緊急的な入所依頼があり事業所の所長が緊急性があると判断した場合

② 以前に当施設に入所されていた方が、病気で入院された後に退院されることや在宅に戻ったが心身の状態が悪化されること等により、再度当法人の施設に入所を希望される場合

③ 法人内施設の現入所者の身体・精神状況に変化が生じ、当施設への移動が必要となる場合
または、法人内施設の現入所者またはその家族の希望により移動となる場合

※ なお、男女別室がルールとなっていることから、退所された方の性別によって入所順位を調整することがあります。また、医療処置のある方（経管栄養等）についても一定の人数制限を設けていることから、同様になります。

注意事項

1. 入所申込書の内容に虚偽がある場合には、ご入所できない場合がございます。

2. 以下に該当するときには、申し込みをされた施設に必ずご連絡ください。

- ・ 入所希望者の要介護度が、入所申込書に記載した内容と変わった。
- ・ 介護者の状況が、入所申込書に記載した内容と変わった。
- ・ 住所あるいは居住地が、入所申込書に記載した内容と変わった。
- ・ 入所希望者の認知症の症状が、入所申し込み時と変わった。

（認知症による問題行動（大声・徘徊・異食行為など）が生じた場合は、入所希望者の状態によって中心荘第二老人ホームへの入所が適切となりますし、問題行動がなくなった場合は、中心荘第一老人ホーム、えびな南高齢者施設またはえびな北高齢者施設への入所が適切となります。これらの場合、ご希望があれば、適切な施設の特権者として移行できます。）

- ・ 要介護1または2の特例的な入所の要件が、変わった。
- ・ 入所希望者が他の特別養護老人ホームに入所した等により、入所申し込みを取り消したい。
- ・ 入所希望者が亡くなった。

3. 入所の順番が来た時点で、入所希望者に医療処置が必要になった場合、施設への入所ができなくなることがあります。施設は生活の場であり、必要な医療行為によっては、施設の設備、職員配置等により対応できない場合などです。その場合は、介護療養型医療施設等にご相談ください。

なお、入所申し込みの際に、入所希望者が医療処置を受けている場合は、予めお申し出下さい。

4. 入所申し込みに関する情報について、行政から状況把握のために提示を求められた場合、または行政に報告や意見を求める場合には、施設から提示をさせていただきますので、予めご承知おきください。

5. ご質問、ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

社会福祉法人 中心会

中心荘第一・第二老人ホーム・福祉総務課 生活相談員

(電話046-231-7152)

えびな南高齢者施設・福祉総務課 生活相談員

(電話046-238-7681)

えびな北高齢者施設・福祉総務課 生活相談員

(電話046-231-5888)

入 所 申 込 書

申込者(連絡先)

申込日

年 月 日

フリガナ		続 柄	
氏 名			
住 所	〒 ー	電 話	()

入所希望者について

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名		生 年 月 日	M. T. S 年 月 日生
住 所 (住民登録)	〒 ー	電 話	()
要介護度 (1・2は特例入 所要件番号)	()	介護保険証の 被保険者番号	
現在の 居所	☐ 自宅 ☐ 老人保健施設(施設名) ☐ 病院(病院名) ☐ その他()		
		介護保険証 の保険者	市区 町村

身元引受人となる方(申込者と同じ方の場合は、「申込者と同じ」とご記入ください。また成年後見人等の場合も、役割は職権の範囲内となりますので、ご記入ください。)

フリガナ		続 柄	
氏 名			
住 所	〒 ー	電 話	()

介護者の状況(①～④はいずれかひとつに、⑤～⑩は入所希望者を主として介護している方(1人を選択してください)について当てはまるもの全てに、☐欄のチェックをしてください。なお、入所希望者が入院(入所)中の場合は、在宅であると想定してチェックをしてください。)

① ☐ 入所希望者に介護者がいない ② ☐ 入所希望者を1人で介護している ③ ☐ 入所希望者を2人で交代に介護している ④ ☐ 入所希望者を3人以上で交代に介護している	⑤ ☐ 主介護者に、障害等(疾病を含む)がある (要介護度: 、病名:) 身体障害者手帳: 級、精神障害者手帳: 級、療育手帳: 区分) ⑥ ☐ 主介護者が、入所希望者の他に、要介護者等の介護をしている(人) (要介護度: 、病名:) 身体障害者手帳: 級、精神障害者手帳: 級、療育手帳: 区分) ⑦ ☐ 主介護者が、就労をしている(概ね週40時間未満) ☐ 主介護者が、就労をしている(概ね週40時間以上、介護休業は除く) → ☐ 上記該当者で、夜勤を含む勤務形態である ⑧ ☐ 主介護者が、未成年あるいは学生である ⑨ ☐ 主介護者が、育児(小学校就学前)を行っている(人) ⑩ ☐ 主介護者が、入所希望者と別居(同一敷地外)しており、同一市区町村内または隣接市区町村内に居住している ☐ 主介護者が、入所希望者と別居(同一敷地外)しており、隣接市区町村外に居住している
--	---

説明確認欄

私は、入所申し込みの際、別紙の「入所お申し込みにあたってのご説明」について、施設から説明を受け、これを了承します。

年 月 日 氏名

(続柄:)

施設処理欄

受付職員名

受 付 印

特別養護老人ホーム・長期入所申込用